

さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例施行規則

平成 13 年 5 月 1 日

規則第 157 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、さいたま市自転車等駐車場の附置に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 207 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設の用途の範囲及び店舗等面積の算定方法)

第 2 条 条例第 3 条第 2 項に規定する施設の用途の範囲は、別表ア欄に掲げる施設の用途に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げるとおりとする。

2 条例第 3 条第 2 項に規定する店舗面積、教室面積、運動場面積及び当該用途に供する部分の床面積（以下「店舗等面積」という。）の算定方法は、別表ア欄に掲げる施設の用途に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる施設の部分の床面積（壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。以下同じ。）を合計することにより行うものとする。

(自転車等駐車場の設置等の届出)

第 3 条 条例第 10 条の規定による自転車等駐車場の設置の届出又は届け出た事項の変更の届出は、自転車等駐車場設置（変更）届出書（様式第 1 号）に掲げる図書を添付して行わなければならない。

- (1) 施設及び自転車等駐車場の付近見取図
- (2) 施設及び自転車等駐車場の配置図
- (3) 施設の各階平面図
- (4) 自転車等駐車場の平面図
- (5) 自転車等駐車場の構造図（立体式自転車等駐車場及び特殊な装置を用いる自転車等駐車場に限る。）
- (6) 店舗等面積の積算内訳表
- (7) 自転車等駐車場の規模の算出計算書

(身分証明書)

第 4 条 条例第 13 条第 2 項に規定する証明書は、身分証明書（様式第 2 号）とする。

(措置命令書)

第 5 条 条例第 14 条第 2 項に規定する書面は、措置命令書（様式第 3 号）とする。

(公表)

第6条 条例第15条の規定による公表は、市報さいたまへの掲載その他の方法により行うものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大宮市自転車等の附置に関する条例施行規則(平成12年大宮市規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成19年9月25日規則第104号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

別表(第2条関係)

区 分	ア	イ	ウ
	施設の用途	施設の用途の範囲	算定の範囲
1	百貨店、スーパーマーケット その他の小売店及び飲食店	小売業を行うための店舗及び 食堂、喫茶店その他これら に類する飲食店	売場、売場間の通路、商品の 陳列窓及び陳列室、承り所、 物品加工修理場、客席、調理 室、待合室その他市長がこれ らに類すると認めるもの
2	銀行その他の金融機関	銀行、信用金庫、労働金庫、 信用協同組合、証券会社その 他これらに類する金融機関 であって、一般の利用者のた めの店舗部分を有する施設	営業室、ロビー、応接室その 他市長がこれらに類すると 認めるもの
3	ぱちんこ屋その他の遊技場	風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律(昭 和23年法律第122号)第 2条第1項第7号及び第8 号に規定する営業を行うた	遊技室、景品交換所その他市 長がこれらに類すると認め るもの

		めの施設その他これらに類するもの	
4	学習、教養、趣味等の教授を目的とする施設	一般の利用者を対象として学習、教養、趣味等の教授を営業として行う施設であって、教室、講堂、実習室等を常設しているもの	教室、講堂、実習室、図書室、資料室その他市長がこれらに類すると認めるもの
5	スポーツ及び健康の増進を目的とする施設	一般の利用者を対象としてスポーツ及び健康の増進を図るために設置する施設であって、競技場、運動場等を常設しているもの	競技場、運動場、練習場、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席その他市長がこれらに類すると認めるもの
6	前各項に掲げる用途以外で規則に定めるものに供する施設（国又は地方公共団体が設置する施設に限る）	官公署、病院、診療所、公民館、集会場、公会堂、博物館、図書館その他これらに類する施設	当該用途に供する施設の床面積で、専ら利用者の利用に供する用途のうち市長が認めるもの
7	第1項から第5項までに掲げる用途以外で規則に定めるものに供する施設（前項に規定する者が設置する施設を除く。）	郵便局、病院、診療所、集会場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、博物館、図書館、展示場、ダンスホール、カラオケボックスその他これらに類する施設	当該用途に供する施設の床面積で、専ら利用者の利用に供する用途のうち市長が認めるもの